

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時30分)

日程第7「議案第57号松田町寄自然休養村管理センターの指定管理者の指定について」、町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、こんにちは。定例会最終日、よろしく願いいたします。

議案第57号松田町寄自然休養村管理センターの指定管理者の指定について。

次のとおり、松田町寄自然休養村管理センターの指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を言う。以下同じ）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町寄自然休養村管理センター。所在地、松田町寄3415番地。

2、指定管理者の氏名等。名称、有限会社みやまの里。代表者、代表取締役大館一郎。所在地、松田町寄3415番地。

3、指定の期間。令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは説明させていただきます。松田町寄自然休養村管理センターは、寄自然休養村事業を総合的に推進し、観光農業の促進を図るとともに、健全な休養と研修の場所を提供するために設置されております。

それでは、まず指定管理者の選定の経過について御説明をいたします。資料はございません。あらかじめ今年度の夏に事前協議として、現在の指定管理者有限会社みやまの里と営業状況等の確認を行いました。営業状況等の確認を行ったのは、前回コロナ禍などで経営が困難になっていたため、指定の期間を令和5年度の1年間としていたものでございましたが、状況確認をした中で、コロナ禍前に戻ってきたとのことで、指定期間を令和6年度から5年間とすることが可能であるというものでございました。その後、令和5年第3回松田町議会定例会で債務負担行為補正として令和6年度から令和10年度までの5年間の期間とする松田町寄自然休養村管理センター等指定管理料を提案し、8月22日

にお認めいただきました。

その結果を踏まえ、10月に町内部において松田町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項、募集によらない指定管理の候補の選定によります方法で実施することを決定いたしました。募集によらない指定管理の候補として選定した有限会社みやまの里においては、寄自然休養村管理センター、みやま運動広場及び寄テニスコートの維持管理並びに運営等を、その事業目的として町と住民の出資のもと設置された第三セクターでございます。

また、先ほど説明させていただきました寄自然休養村管理センターの設置目的を達成するため、施設設置当初から事業に取り組んでおられます。

このことから、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が期待できるため、条例第5条に該当し、有限会社みやまの里を募集によらない指定管理者の候補者としたものでございました。

また、みやまの里さんも、地域振興は地域の力で担う必要性、つまりみやまの里においても実施すべきという考えでございました。その後、有限会社みやまの里と正式な協議を行った後、管理者選定要綱により候補者の選定について申込みがあり、11月に指定管理者選定委員会を開催し、選定されたものでございました。

以上、指定管理者の選定の経過でございました。

次に、資料を1枚おめくりいただき、右上の参考資料1を御覧ください。指定管理者の選定申込みとなります。記載内容は、提案説明と同様でありますため、資料をおめくりいただきまして、この申込書により抜粋した内容にて御説明を申し上げます。

計画書でございます。まず1ページ目の有限会社みやまの里は、平成8年4月1日に設立され、資本金は500万円であり、地方自治法に定めるとおり、町が2分の1以上出資している法人として、毎年度経営状況を議会に報告しているところでございます。事業内容は(1)から(9)のとおり、同施設の維持管理はもとより、自然休養村事業に資する観光案内や飲食店の経営等となっております。

なお、昨年度までの事業内容から1号加えております。加えた事業内容は、第8号で、スポーツツーリズムの推進に関する業務でございます。この業務によりまして、利用者を増やす取組として周知を強化していくこと、そしてグラウンド、テニスコートほかの施設の相互利用を促進していきたいと考えております。

次に、下の枠にあります2、指定管理者としての基本姿勢につきましては、①施設を活用した新たな事業やサービスの実施、施設のより効果的な管理を提案、実施することにより、都市と農村の交流を促進しながら、農業振興を図ることを目的とし、施設利用者へのサービス向上と経費の節減を図ることとしております。

②指定期間は、先ほどの経過説明のとおり、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。

資料をおめくりいただき、2ページ、3ページを御覧ください。2ページにおいては経営方針及び運営方法、施設の維持管理などの基本的な考えを、3ページにおいては法令遵守や環境配慮等の考え方が示されております。

資料をおめくりいただきまして、右のページ、5ページを御覧ください。本件は、管理センターのみの収支計画の令和6年度から令和10年度の5年間となっております。

まず収入についてですが、コロナ禍前の令和元年度実績をベースに計上しております。利用料収入とその他収入は、令和7年度から令和10年度まで、毎年5%の増収を見込んでおります。そのうち、利用料収入につきましては、グラウンドの利用者増を図り、それに伴う宿泊者を見込んでいるものになります。こうして指定管理者として民間活力によって努力をしていただきまして、収益が安定する方向に行くように進める計画となっております。毎年、年間で2団体増を目安に考えております。

なお、収入の内訳を説明いたしますと、営業収入とは、宿泊料や研修室等の使用料でございます。その他収入とは、食堂施設利用料金、月3万6,000円×12か月といったものや、バーベキューの利用料、売店販売手数料となります。

営業外収益は、町の指定管理委託料となります。

次に、支出については、施設管理に要する人件費と水道光熱費等が主なものとなっております。支出科目の水道光熱費は毎年5%増とし、宿泊事業費についても、布団レンタル5%増を見込んだ計画となっております。人件費につきましては、同社はほかにみやま運動広場など指定管理も担われているため、収入の比率から案分した額を表に計上しています。計画書の内容は以上のとおりになります。

次に、資料をおめくりください。右側のページ、参考資料2を御覧ください。こちらは町の指定管理者選定委員会への候補者選定依頼書となります。

次に、資料をおめくりいただきまして、参考資料3、御覧ください。こちらにつきましては、同委員会における選定結果書となります。

候補者の選定に当たっては、3に記載のとおり、附帯意見を3点頂戴しております。1点目は、改めて5年間の指定管理期間を設定する中で、収支計画で示された増収を達成し、着実な経営に努められたい。2点目は、新たな試みとして、スポーツツーリズムとの連携、寄地域内の他施設との連携を積極的に行い、顧客満足度の向上及び収入増加に資する取組を実施されたい。3点目は、地域の核となる施設として、地産食材の販売、提供など、町の取り組む事業、地域との連携を実施されたい。ございました。

説明につきましては以上となります。御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第57号松田町寄自然休養村管理センターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。